

明治大学寄付講座

自治体の不安定雇用労働者・ 臨時非常勤労働者の現状と 労働組合の活動

全日本自治団体労働組合
総合公共民間局 組織拡大局長
野角 裕美子

自己紹介

自治労 総合公共民間局
組織拡大局長 野角裕美子（のずみゆみこ）

- 2001.4 東京都町田市立図書館嘱託員として町田市立中央図書館に採用 管理、児童サービス、YAサービス、レファレンスサービス担当を経て、2012年より地域図書館主任嘱託員として勤務
（2013年10月より休職専従）
- 2007.11 自治労町田市図書館嘱託員労組結成 執行委員長
※自治労千葉大会にて新規組合代表としてスピーチ
- 2009.6 東京都本部臨時・非常勤協議会議長
- 2009.8 自治労 臨時・非常勤等職員協議会 全国幹事
- 2012.5 連合第83回中央メーデーにて初の非正規労働者としてスピーチ
- 2013.8 自治労本部中央執行委員（組織拡大局長）

労働組合をつくった事例紹介

DVD



民間の非正規労働者をめぐる 近年の法改正(公務員は適用除外)

労働契約法の改正（2012年）

- 5年超の有期労働者の無期転換ルール
- 雇止め法理の法定化
- 不合理な労働条件の禁止



パートタイム労働法の改正（2014年）

- 通常の労働者と同視すべき短時間労働者の範囲を拡大
- パートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合の不合理と認められるものであってはならないと規定
- 雇入時の事業主による説明義務の新設

現在の日本における 非正規労働者の現状

1962万人が非正規労働者



日本全体の非正規労働者の数は2014年平均で1962万人となり、5年連続増加している。

非正規率は37.4%

役員を除く雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合は37.4%となっている。

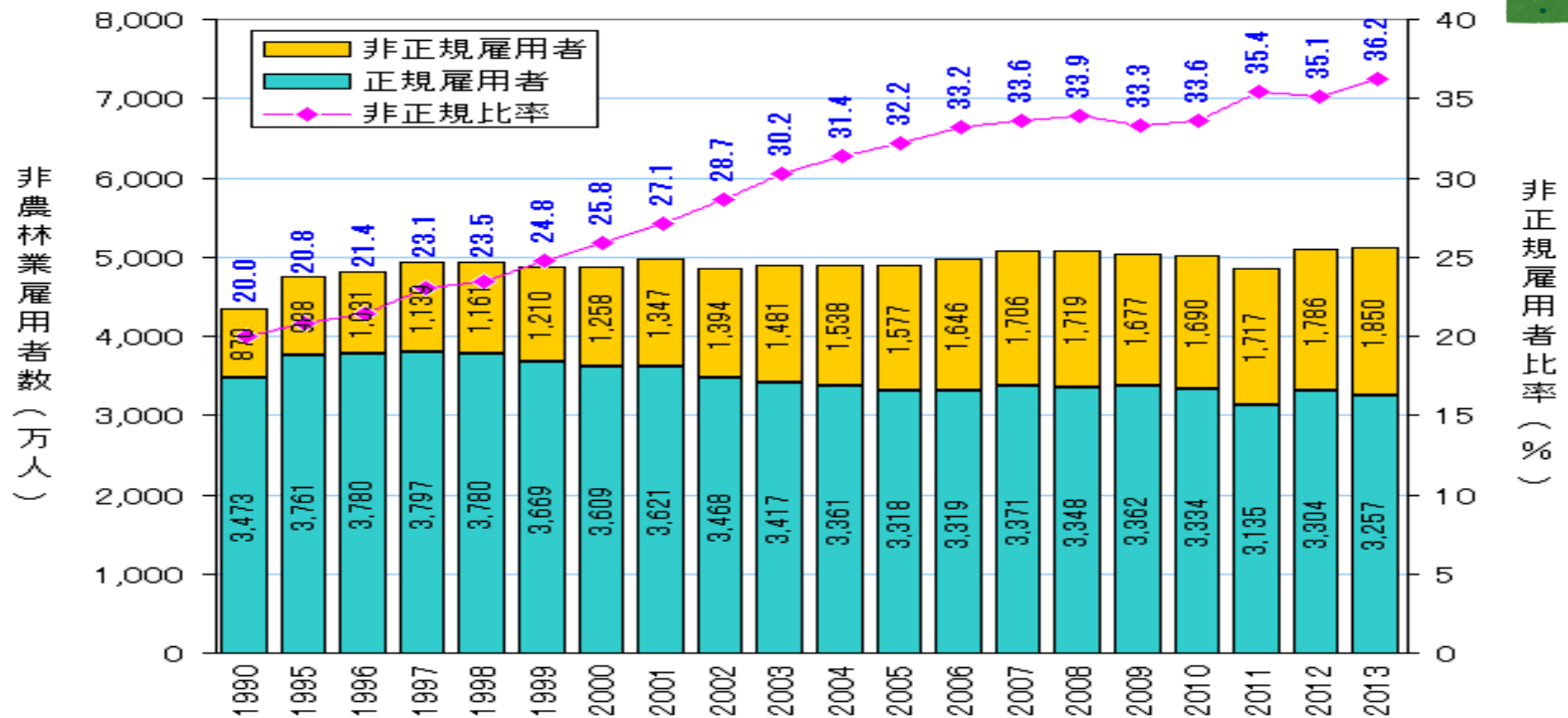
※総務省労働力調査2014年平均速報より

日本における非正規の現状

全体の37.4%が非正規雇用者！！



正規雇用者と非正規雇用者の推移



(注) 非農林業雇用者(役員を除く)が対象。1～3月平均(2001年以前は2月)。非正規雇用者にはパート・アルバイトの他、派遣社員、契約社員、嘱託などが含まれる。2011年は岩手・宮城・福島を除く。

(資料) 労働力調査

公務職場を取り巻く現状

臨時・非常勤等職員は70万人と推定

- 自治労の2012年調査によると、臨時・非常勤等職員の数が増え続け、現在約3人に1人が臨時・非常勤等職員として働いている。（総務省調査では60万人）



多くの臨時・非常勤等職員の年収は200万円以下

- 年収200万円以下で働き官製ワーキングプアと呼ばれる臨時・非常勤等職員が公共サービスを支えている。

進まない法整備

- 民間労働法制の整備が進むなか、公務の法整備が追い付かず雇用不安や低処遇が問題に

自治体における非正規の現状

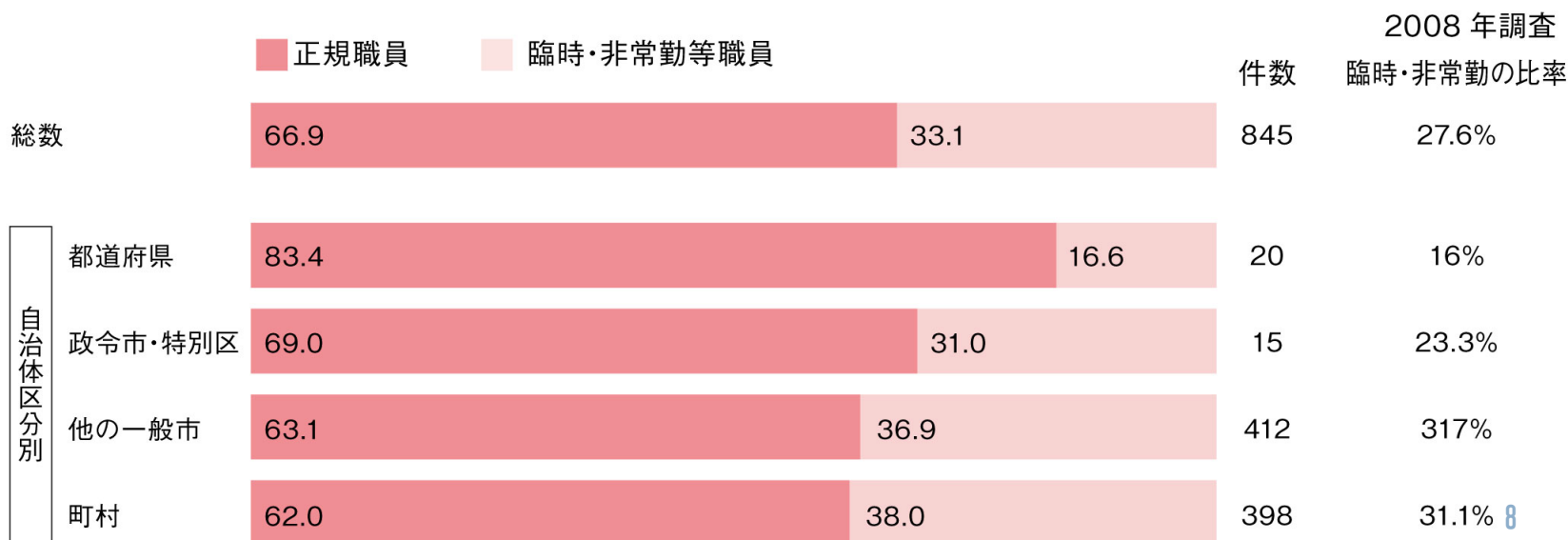
全体の33.1% 3人に一人が非正規！！

全国の自治体職場では60万人が非正規として働いている！
そしてその処遇は・・・？



▶ 臨時・非常勤等職員の比率

一般市では36.9% 町村では38%



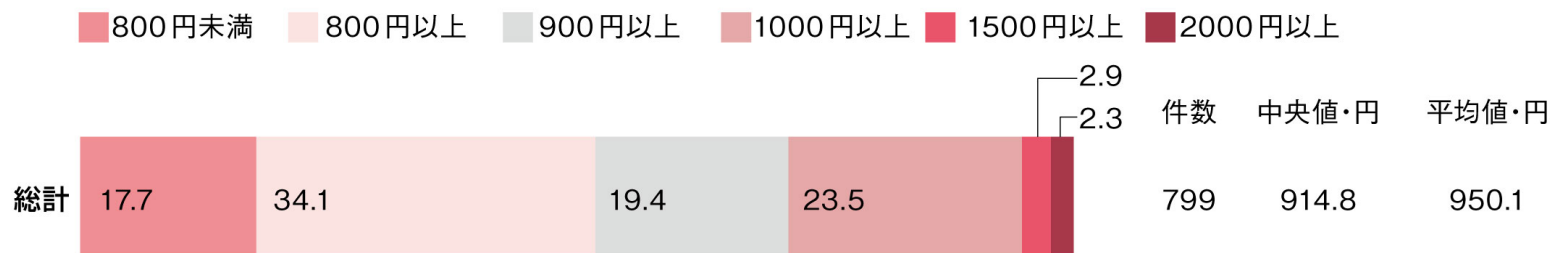
自治体で働く非正規職員の処遇①

多くの非正規職員が 年間賃金200万円以下！！



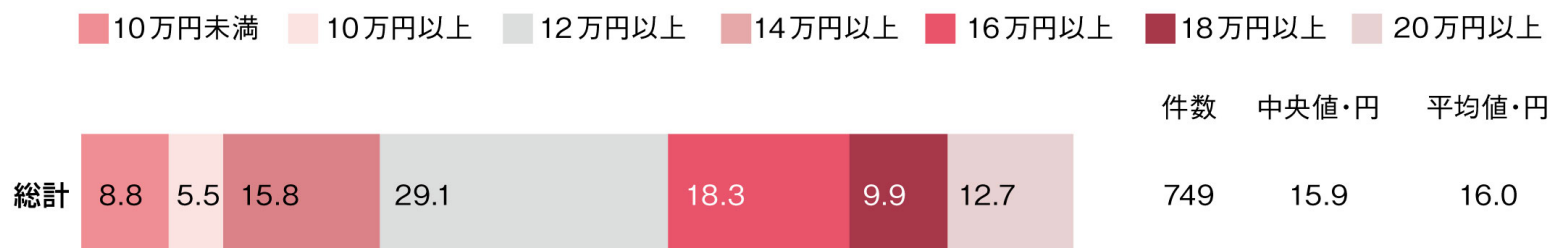
▶日給・時給の賃金分布

時給800円台が最多層



▶月給の賃金分布

最多層は14万円～16万円未満

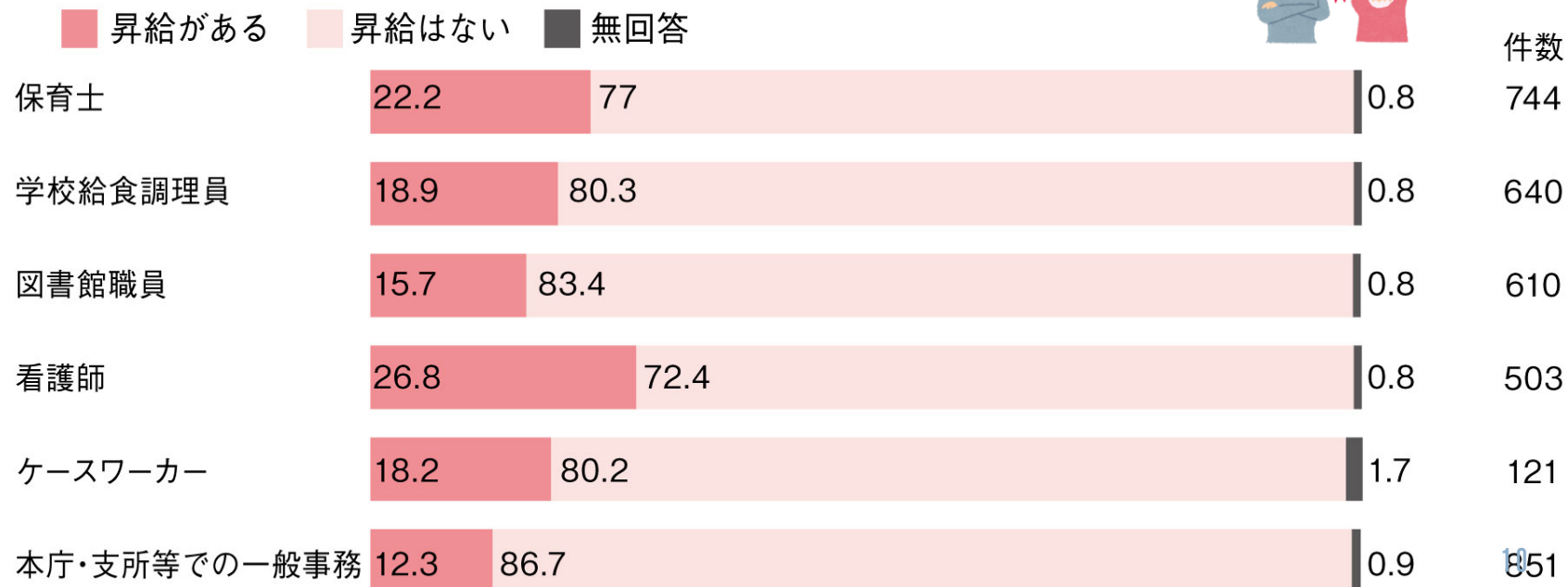


自治体で働く非正規職員の処遇②

いくら働いても賃金が上がらない！

▶昇給制度の有無

昇給制度のある自治体は2割前後、7～8割の自治体で昇給はない

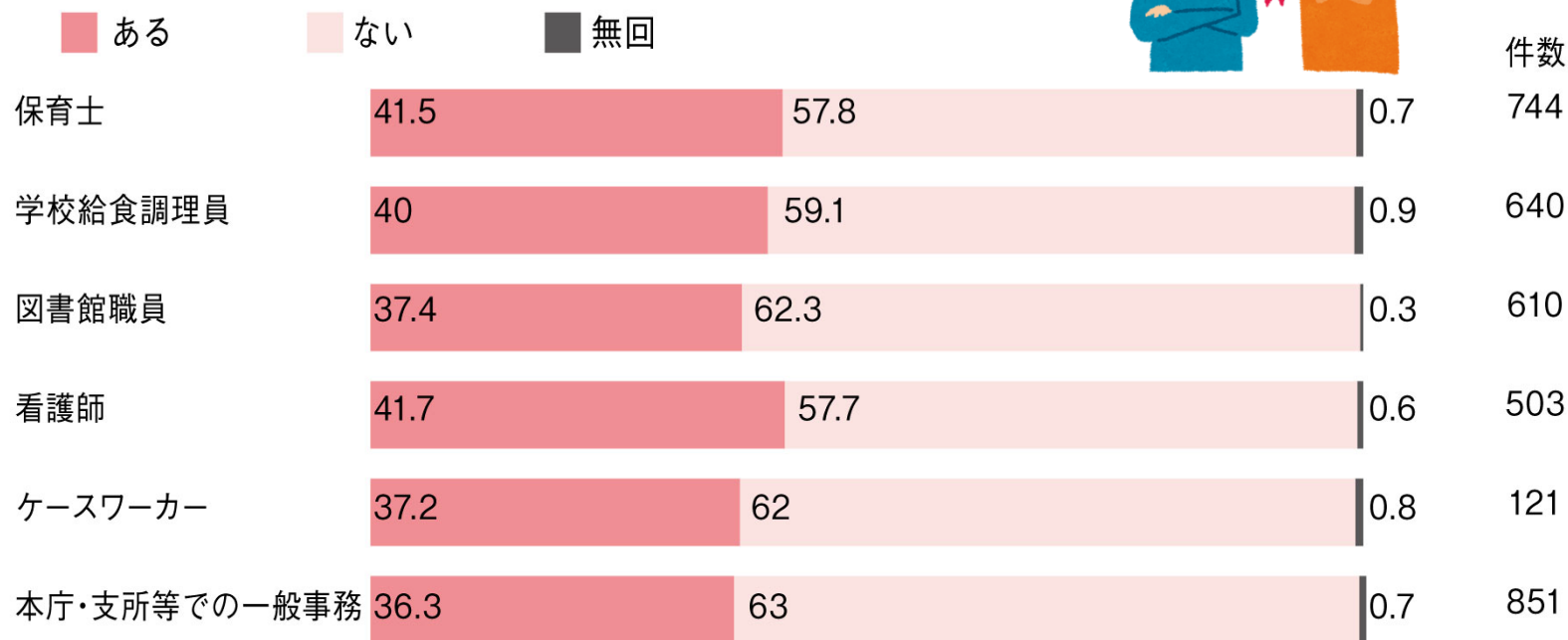


自治体で働く非正規職員の処遇③

6割がボーナスなし！
通勤費すら出ていないところも・・・

▶一時金（期末手当等）の有無

支給ありは3割～4割前後、なしが6割前後



(注) 本調査での一時金が「ない」には、毎月の基本給に一時金相当分を月割りし報酬加算している場合がある。

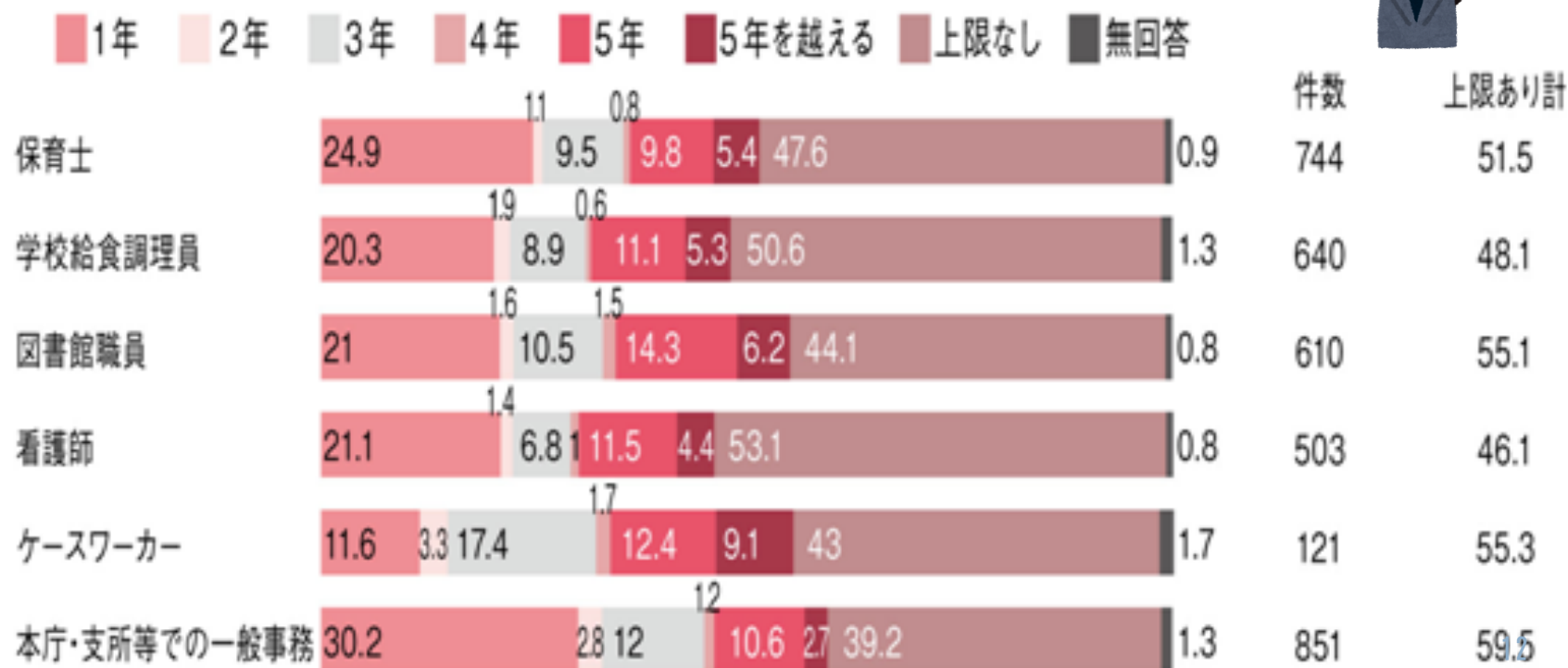
自治体で働く非正規職員の処遇④

不安定雇用による失業不安

自治体によっては、働ける年数に上限を設定しているところも・・・
→働きたくても、そこに仕事があっても・・・働けない・・・



▶雇用年数の上限



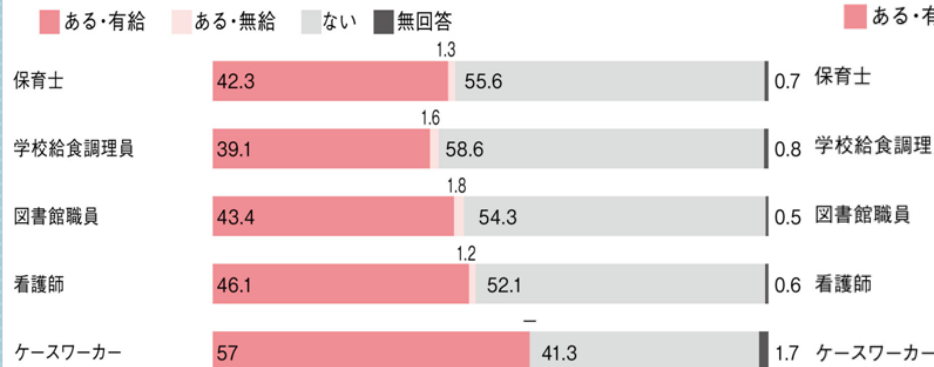
自治体で働く非正規職員の処遇⑤

休暇も整備されていない！



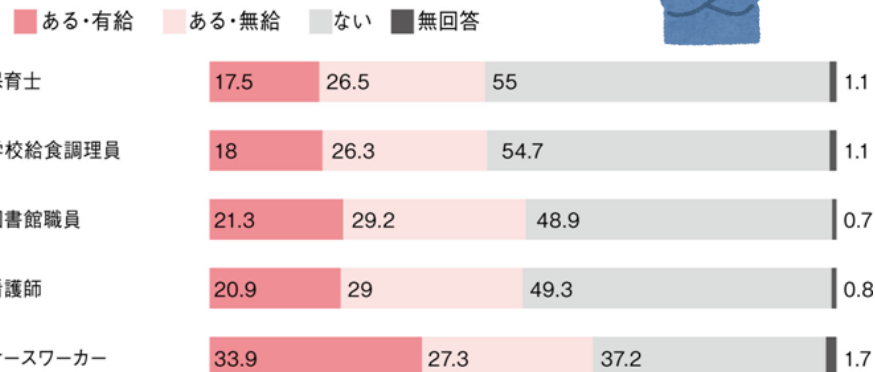
▶夏期休暇

夏季休暇は、「ある」が4割～5割

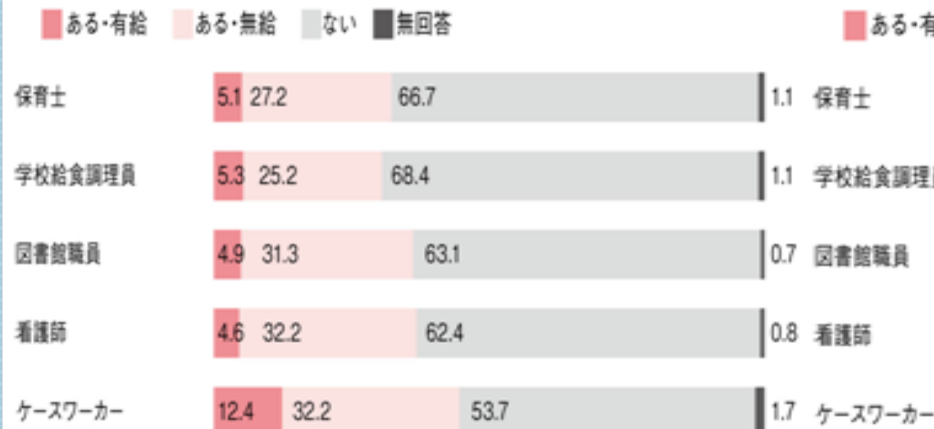


▶私傷病休暇

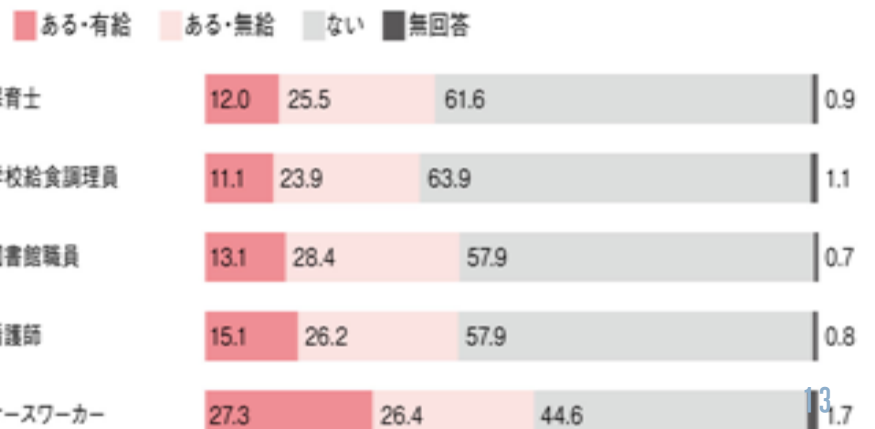
「ある」は4割～6割 うち有給は2割前後



●育児休暇



●子の看護休暇



自治体で働く非正規職員の実態の認知度①

新聞にも取り上げられ社会問題化！

好きだけどもう限界

14万人

非正規の公務員 急増

仕事は正規並みなのに...

地方自治体の部門別職員数(定数内)と臨時・非常勤職員数の推移

●主な関係の非正規の割合(2012年)

職種	非正規	正規
学芸員	92.8	7.2
児童生活相談員	86.3	13.7
図書館員	87.8	12.2
学校給食調理員	84.1	15.9
保母士	52.9	47.1
学校司書員	52.0	48.0
看護士	18.3	81.7
ケースワーカー	11.7	88.3
一般事務	18.9	81.1
小中学校教員(文部省)	16.1	83.9
小中学校教員(文部省)	16.1	83.9
小中学校教員(文部省)	16.1	83.9

行政サービス劣化懸念

低い待遇立場も不安定

非正規公務員

災害時の対応に不安 財政難 減らせぬ業務

非正規頼み 現場疲弊

「現場」雇用中断の待遇改善

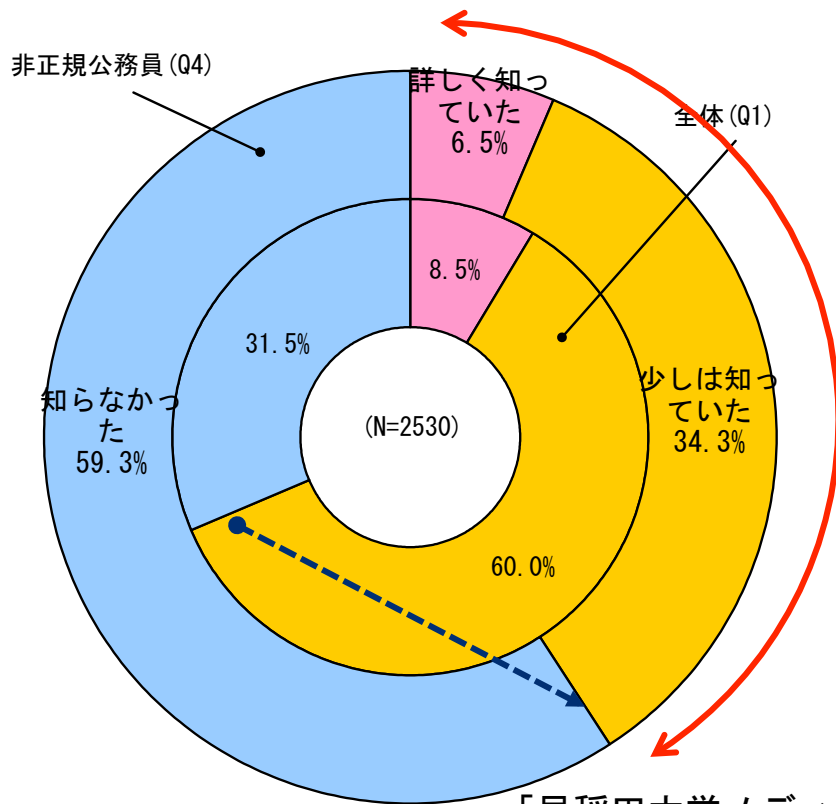
生活不安の解消図る

だけど

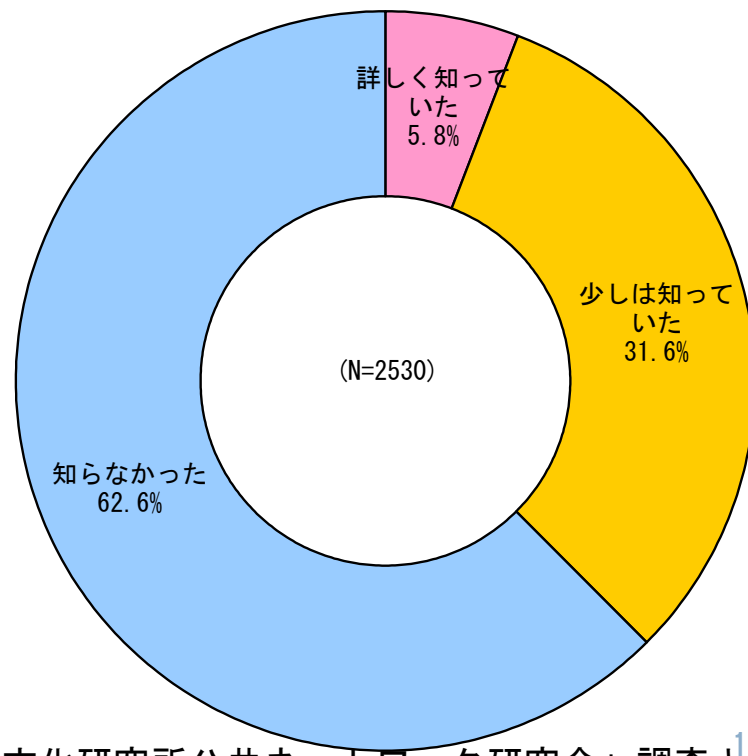
自治体で働く非正規職員の実態の認知度②

非正規の実態を認知しているのは41%
「官製ワーキングプア」の実態認知:37%

Q4_非正規公務員の認知状況



Q5_「官製ワーキングプア」に関する認知状況



処遇改善、雇用安定にむけて

自治体の非正規職員の課題・問題

賃金

手当

雇用年限
の設定

... > _ < ...

休暇制度

福利厚生

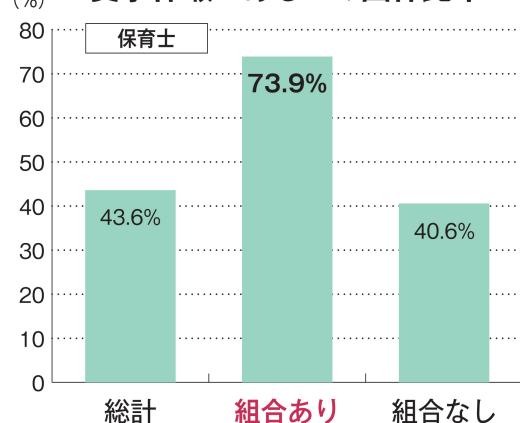


ひとりでは解決できない課題がたくさんある

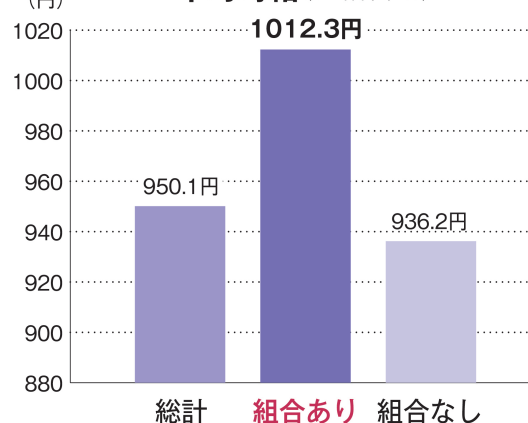
労働組合の役割

一人ではできないこともみんなが集まれば大きな力に

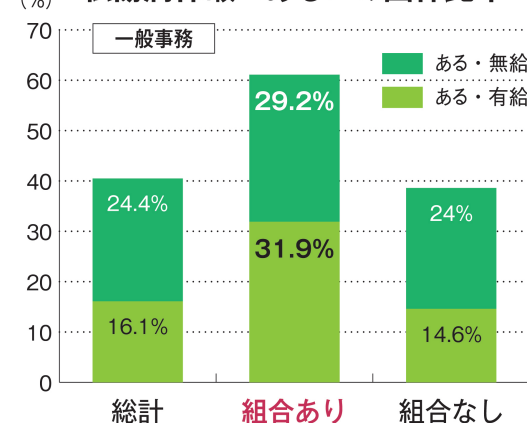
(%) 夏季休暇<ある>の団体比率



(円) 平均時給(日給含む)



(%) 私傷病休暇<ある>の団体比率



一人では上司や社長といった使用者に声を上げて
もなかなか処遇は改善しないのが現状です。

全国では、職場の仲間で集まって労働組合を
つくって賃金や職場環境を変えています！



町田市図書館の場合①

町田市立図書館における嘱託員制度の経過と課題

- 1998/12 相模原市立図書館との相互協力開始に伴い、嘱託員10人を採用（月16日勤務）
- 1999/4 町田市立中央図書館の嘱託員4名増員（16日勤務）、地域図書館5館に12人を配置（12日勤務）
- 2004/4 町田市図書館嘱託員等設置要綱を改正し、雇止めを事実上廃止
- 2007 町田市定員適正化プランの提示
「2010年度から中央図書館の窓口業務委託により、一般事務職14人の削減、さらに2011年度から地域図書館の窓口業務委託により、一般事務職11人を削減する」
- 2007/11 自治労町田市図書館嘱託員労働組合結成
- 2008～2011 町田市定員適正化プランの業務委託計画を修正し、正規職員を削減するが、嘱託員を増員することで「直営体制」を堅持
- 2014/4 町田市立図書館7館
現在の職員数は174人、うち嘱託員数は111人
（「2012年度町田の図書館」参照）



町田市図書館の場合②

なぜ組合を結成するのか

～組合結成大会によせて～

私たち嘱託員は、図書館司書という職務に対して、高い理想と意欲を持って取り組んでいます。皆、図書館という職場を大事にし、誇りを持ってこの仕事を続けていきたいと考えています。しかし、正規職員と比較して、仕事の内容はそれほど変わらないのに対し、労働条件は不安定で、その報酬も生活を支えるには心もとない限りです。将来も変わらずに勤務できるかどうか、雇用そのものに対する不安も常についてまわります。このような状況下で勤める私たちは、安心して長期に仕事を続けていくために、より一層、雇用条件を求めていく必要があると考えました。そこで、自分たちの要求を少しでも実現へ近づけるための方法として、今回の労働組合の結成に至りました。

今、私たちは自分たちの将来のために、勇気をもって立ち上がらなければならない状況にあります。他の誰かに頼るのではなく、自分たちの力で可能性を切り開いていかなければなりません。そのために、安定した継続雇用の確保や、育児休業・介護休業の取得等、様々な要求を団体交渉によって解決したいと考えています。今まで一人で悩み、弱々しかった小さな声も、皆でまとまれば大きな声になって、きっと解決の道が開かれると信じています。

私たちの行動が一つでも多くの実を結ぶよう、今後の活動に取り組んでいきたいと思います。

「自治労町田市図書館嘱託員労働組合結成大会議案集」より抜粋



町田市図書館の場合②

町田市図書館嘱託員労組 これまでの戦績

取得年月日	勝ち取った待遇	その他の要求項目
2008年4月	*文学館、他館に先駆け8800円の報酬ベースアップ(183,200円→192,000円)	*継続雇用の確保(08年1月～)
2009年4月	*全館16日勤務+文学館と同額の報酬ベースアップ *産前産後の休暇(直前8週以内、直後8週以上10週以内、計16週以内) (無給) *育児休暇(子が1歳6カ月に達するまで) (無給) *介護休暇(対象家族一人につき、要介護状態に陥る都度通算93日まで) (無給) *病気休暇(医師の診断により療養が必要とされる最小限の期間) (無給) *育児時間(生後満1年に満たない生児 1日2回各々30分又は1日1回60分) (無給) *生理休暇(勤務が著しく困難な場合) (無給)	* 時間外勤務に対する報酬の支給(08年1月～) * 勤務年数に見合った報酬額の改定(08年1月～) *資格給の取得(09年2月～) * 子の看護休暇(09年2月～) *町田市嘱託員規則の素案の提示(09年2月～) * 慶弔休暇(09年7月～) *年次有給休暇の初年度日数10日(09年7月～)
2010年4月	*結婚休暇(7日) (有給) *忌引(配偶者10日・一親等7日・兄弟祖父母3日他) (有給) *子の看護休暇(子一人につき年5日) (無給)	*育児時間を正規職員に準じた待遇に(10年2月～) *福利厚生充実(10月2月～)
2011年4月	*子の看護休暇(子が複数の時は年10日) (無給) *短期介護休暇(対象者一人につき年5日、二人の時は年10日) (無給) *時間外勤務報酬	* 子の看護休暇(子二人の時は年10日) 、 短期介護休暇(11年3月～) * 主任嘱託員制度の予算財源の確保(11年3月～) 、 年次昇給制度(11年3月～) *財形貯蓄ー福利厚生(11年3月～)
2012年4月	*妊婦時短、妊娠症状対応休暇、母子保健検診休暇(無給) *育児時間(生後満3年に満たない生児 1日2回各々30分又は1日1回60分) (無給)	*ボランティア休暇、骨髄移植休暇、諸休暇の有給化(11年11月～) *一時金、文学館学芸業務嘱託員の報酬改定(12年8月～)
2013年4月		*常勤職員の給与額との均衡を考慮した報酬額への改定(13年5月～)



まとめ

自治労では、みなさんのような次の世代を担う多くの方が安心して働ける社会の実現をめざしています。

そのため、非正規職員の処遇改善にむけて職場での交渉などの取り組みや、地域での運動に積極的に参加し、雇用の安定や処遇改善に取り組んでいます。

今日の講義で少しでも、今日の非正規労働者のかかえる問題に興味を持っていたき、考えるきっかけになって頂ければ幸いです。

ご清聴ありがとうございました。

